

都市計画マスタープラン

都市計画とは？

産業が集中し、活発な都市活動が展開されていくと、これに伴って様々な弊害が出てくる可能性があります。「都市問題」と呼ばれているこの弊害は、都市の発展や快適な生活を妨げる大きな障害となります。都市計画とは、このような都市問題を未然に防ぐため、土地利用や都市施設などに関する一定の計画を定め、それを実現するための各種の制限・誘導、あるいは事業の実施を行うものです。

見直しをした経緯

平成14年3月の松浦市都市計画マスタープラン策定から6年が経過し、市町村合併や西九州自動車道のルート・インターチェンジの位置決定、まちづくり三法の改正など、まちづくりの状況が大きく変化してきました。これらの状況の変化に対応させるため、見直しの検討をはじめました。なお、松浦市都市計画マスタープランは都市計画に関する各種制度の受け皿となる「都市計画区域」を中心に策定しました。

見直し検討会

昨年1月に、一般公募により集まった市民と共に「松浦市都市計画マスタープラン見直し検討会」を立ち上げました。今回の松浦市都市計画マスタープランは、検討会で作成した見直し案に基づいて策定しました。

主な検討内容

- ・ 現況の整理
- ・ 土地利用配置の検討
- ・ 地区別構想の検討
- ・ 全体構想の検討など

主な修正点

- 平成14年以降の各種計画の具体的な位置づけ
- ・ 西九州自動車道
- ・ 新工業団地など
- 新たな都市施設の都市計画決定等による土地利用方針の見直し
- ・ 幹線道路沿線部やインターチェンジ周辺の土地利用方針など



▲見直し検討会の様子

「まちづくり」には、土地の使い方や建物の建て方などに様々なルールが必要です。このルールである都市計画を定める際の、総合的な指針が都市計画マスタープランです。

平成14年3月に旧松浦市で都市計画マスタープランを策定していましたが、様々な状況の変化により、見直しを行いました。

今月号では、見直しを行った都市計画マスタープランについて、見直しの経緯や将来の土地利用計画を紹介します。

※まちづくり三法Ⅱ都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律の総称

地区別の土地利用構想

都市計画マスタープランでは、健全な都市の発展を目的に土地利用・市街地形成等のまちづくりの方針を示しています。

このうち、都市計画区域に指定されている地域を中心に「今福地区」、「志佐・調川地区」、「御厨・星鹿地区」の3つの地区に区分し、各地区の特性と課題に応じた将来像・まちづくりの方針を紹介します。

今福地区

今福地区の将来像 「豊かな歴史と

自然環境を活かした

快適で利便性の高い地区」

○今福地区の現況と課題

今福地区は、市の東部に位置し、ぎぎが浜海水浴場や四季の森石倉などが整備されている自然豊かな地区です。また、基幹道路となる国道204号が東西に走り、松浦党梶谷城跡など数多くの史跡・文化財に恵まれた地区でもあります。

アンケート調査や見直し検討会では、豊かな自然環境の保全や史跡・文化財を活用するとともに、設置が計画されている西九州自動車道今福インターチェンジ（仮称）を活用した商業地の整備や利便性の高い住宅地の整備などの意見がありました。

○まちづくりの方針

今福地区においては、地区内に存在する数多くの史跡・文化財を活かした個性あるまちづくりが必要です。

また、豊かな自然環境との調和を図りながら、都市基盤の整備に努め快適な住環境の形成を図ります。

さらに、西九州自動車道を活用した定住人口の増加を図り、住宅地の整備、国道沿道等において日常生活に必要なサービス機能の充実に努め、地域住民にとって利便性の高いまちづくりを進めます。

